

昭島市指定給水装置工事事業者 指定更新確認事項

氏名又は名称 株式会社 昭島工業

郵便番号、住所 〒196-0014 東京都昭島市田中町一丁目 17 番X号

代表者氏名 昭島 達夫

印

代表者の印を押してください。

電話番号 042-543-XXXX

① 昭島市水道部（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日(受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。)(公表: 可 不可)
30年 6月 1日 ・ 未受講
(未受講の場合、その理由) ※非公表

未受講の理由を記入してください(非公表です)

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。)(公表: 可 不可)
休業日: 日曜日、正月三が日 営業日: 月～土 修繕対応時間: 8時～17時 GWに連休 17時以降は要相談
漏水等修繕対応の可否 (公表: 可 不可) (該当部に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です。)
屋内給水装置の修繕 埋設部の修繕 夜間・休日等に対応ができる場合等に記入することも可 その他 ()
対応工事種別（新設・改造等）(該当部に○をつけてください。)(公表: 可 不可)
配水管からの分岐～水道メーター (新設 改造)
水道メーター～宅内給水装置 (新設 改造)
その他(公表: 可 不可)
不可の場合は非公表とします。

※ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いします。

③ 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令に定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名(公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
昭島 協太郎	給水工事進行財団 e-ラーニング	平成29年7月20日
昭島 協次	自社内研修 ○○に関する業務研修	
上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可		

自社内研修は記入のみで可

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

社内研修については、研修内容を記入してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

記入例

④ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令に定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管」の工事を実施しない場合は、レ点を記入してください。 要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか(○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
昭島 協太郎	○	○	分岐穿孔実務経験者	H30
昭島 協次	○	○	検定合格者	H30
社員A	○	×		H30
雇用関係又は下請け等も含み給水装置工事に主に従事した技術者の氏名等を記入してください。				
資格を有していない技術者でも経験があれば記入してください。				
上記内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
可 <input type="radio"/> 不可 <input checked="" type="radio"/>				

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- ① 分岐穿孔実務経験者確認証
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会終了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。